

君津市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要領

平成24年1月11日

改正 平成26年4月1日

平成31年2月1日

令和7年1月21日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、公有財産のうち庁舎その他の施設及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の余裕部分（以下「貸付物件」という。）を貸し付けする方法により飲料水等の自動販売機を設置させる場合の取り扱いについて、君津市財務規則（昭和61年君津市規則第2号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物件の決定等)

第2条 貸付物件の貸付けに当たり、庁舎等における設置場所、貸付面積並びに自動販売機の種類及び台数については、庁舎等の管理者が別に定める。

2 前項の規定により定める貸付面積は、法第238条の4第2項の規定に基づき、各施設等の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

(最低貸付料)

第3条 貸付けに係る最低貸付料は、君津市行政財産使用料条例（昭和51年君津市条例第33号）第2条に準じて算定するものとする。

2 前項により算定した場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(貸付けの相手方の選定等)

第4条 貸付けの相手方の選定は、原則として、募集の方法により選定するものとする。

2 前項の募集の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 応募者が1者の場合であっても選定することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の方法により貸付の相手方を選定することができる。

(貸付料等の算定及び改定)

第5条 貸付料は、落札価格とする。ただし、落札価格は、建物の一部分を貸し付ける場

合にあっては入札書に記載された金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める税率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を合算した額、土地の一部分を貸し付ける場合にあっては入札書に記載された金額とする。

2 貸付料は、契約期間中は改定しないものとする。

（貸付契約）

第6条 貸付けの相手方となる自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を決定したときは、設置事業者との間で貸付契約を締結するものとする。

2 貸付契約を締結するときは、設置事業者に対し、貸付期間中における貸付物件の用途を「自動販売機の設置場所」に指定するものとする。

3 前項の規定により指定した用途の変更は、行わないものとする。

（貸付期間）

第7条 貸付期間は、規則第237条の規定により準用する規則第231条第1項第5号の規定に基づき3年以内とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

（貸付料の納付）

第8条 貸付料の納付は、賃貸契約に基づく貸付料の6か月分を、市長が年2回（4月、10月）発行する納入通知書により指定期日までに納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（光熱水費）

第9条 貸付契約に基づき設置した自動販売機に係る電気料等の光熱水費（以下「光熱水費」という。）は、設置事業者の負担とする。

2 電気料等の計算については、子メーター表示の月間使用量を当該子メーターに直結する親メーター表示の月間使用量で除した数字に、当該親メーターにより計算される月額料金を乗じた額とする。

（延滞金）

第10条 設置事業者が指定する期日までに貸付料又は光熱水費を納付しない場合は、指定した期日の翌日から納付する日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が

100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。) の遅延利息を請求することができる。

(施設の整備等)

第11条 自動販売機の使用に要する設備の整備及び使用に際して庁舎等の設備の改修が必要となる場合の当該改修工事は、設置事業者が自己の負担をもって行うものとする。

(貸付台帳の備付け)

第12条 市長は、貸付物件について、行政財産貸付台帳(別記様式)を備え付けなければならない。

(現状変更等の禁止)

第13条 設置事業者は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、特段の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 設置事業者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(遵守事項)

第14条 設置事業者は、貸付物件を第6条第2項により指定した用途に供するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (2) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理を行うとともに、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺を清潔に保ち、庁舎等の美化推進に協力すること。
- (4) 関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(適用除外)

第15条 自動販売機の設置については、募集による行政財産の貸付けを原則とするが、次の事由に該当するものについては、行政財産の使用の許可により対応することができるものとする。

- (1) 施設内の食堂、売店等を貸し出す場合で、自動販売機と一体的な管理及び運営をするべきものと判断されるもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等の規定により福祉関係団体が設置に努めるよう位置づけられているもの
- (3) 施設の管理を指定管理者その他外郭団体に行わせる場合で、その得られる収入が、管理業務又は自主事業の財源の一部に充当されるもの
- (4) 施設の用途廃止を3年以内に予定しているもの
- (5) その他極めて短期的な設置であるなど入札に付することが困難と判断されるもの
(貸付契約の取消し)

第16条 貸付期間内であっても、その設置場所を庁舎等の管理者において使用する必要が生じたとき又は設置条件に違反する行為が認められるときは、貸付契約を取り消すことができる。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月21日から施行する。

別記様式（第12条）

行政財産貸付台帳

| | | | | | | | |
|------------------|-----|----|-------------------|--------------------|-------------|----|--|
| 貸 付 物 件 | 施設名 | 地目 | 面積 | 目的 自動販売 機の設置 | 借 受 人 | 住所 | |
| | | | (m ²) | | | | |
| | | | | | | 氏名 | |
| | | | | | | | |
| 貸付料金の額 | | | | | 備考 | | |
| 年度 | | 円 | | | | | |
| 年度 | | 円 | | | | | |
| 年度 | | 円 | | | | | |